

《お預りサービス》利用規定

1. (利用目的)

《お預りサービス》は処理日が翌日以降の本人名義の預金（当座、普通）の入金、振込、取立手形、税金・公共料金の支払等に関する書類を「お預りボックス」を介して授受を行うサービスです。

2. (契約期間等)

この契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに利用者または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (カードの発行)

《お預りサービス》専用カードは《お預りサービス》利用申込書（兼受取書）に基づき、当行が発行するものとします。

4. (利用方法)

- (1) 《お預りサービス》を利用するときは、《お預りサービス》専用カードを利用してお預りボックス投入口を開扉してください。
- (2) 《お預りサービス》には振込・手形取立、税金・公共料金等の払込をするための書類を、《お預りサービス》ご利用明細票に内容を記入のうえ、当行所定の《お預りサービス》専用袋に入れ、お預りボックスに投入ください。
- (3) 《お預りサービス》専用袋を投入したのちは、お預りボックスの投入口扉が閉じたことを確認のうえ、《お預りサービス》専用カードを抜き取り、お預りボックスから出る受付ジャーナルを受取ってください。
- (4) ご利用できる時間帯はご契約の当行本支店営業日・時間とします。

5. (当行の事務処理)

- (1) お預りボックスに投入された《お預りサービス》専用袋の投入書類は、当行所定の手続きにより翌日以降のご指定の日処理いたします。
- (2) (1)の取扱にあたり、投入書類とご利用明細票の記載内容が相違する場合、当行は処理できないことがあります。また、次の各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。この場合、処理しないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - A. 投入書類に形式不備または記載相違等の不備があった場合
 - B. 入金、振込、払込に必要な資金の総額と、当行で算定した小切手・払戻請求書に記載の金額とが相違する場合
 - C. 振込・払込に要する資金に対し、ご指定の引落口座等の残高が不足する場合（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）

6. (《お預りサービス》専用袋の返却)

《お預りサービス》専用袋ならびに預金通帳、領収書等は当行の手続き終了後に返却しますので、窓口営業時間中に受付ジャーナルをご持参のうえご来店ください。

7. (カードの保管)

《お預りサービス》専用カードは本人が保管し、そのカードを使用してお預りボックス扉の開閉を行ってください。

8. (《お預りサービス》専用カードの喪失)

《お預りサービス》専用カードを喪失したときや盗難等の被害にあった場合は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。なお、この場合、再発行の費用を負担していただくこととなります。

9. (損害の負担等)

《お預りサービス》の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、お預りボックスの不完全な閉扉、

《お預りサービス》専用カードと受付ジャーナルの取り忘れ、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合は当行が貸与した《お預りサービス》専用カードを直ちに当店へ返却ください。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

《お預りサービス》の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、《お預りサービス》専用カード、《お預りサービス》専用袋についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当行の各種預金規定のほか該当する規定により取扱います。

以上

2021年1月4日現在